

入札説明書

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気 の購入に係る令和8年防府市告示第48号（以下「告示」という。）による一般競争入札については、関係法令及び次に定めるところにより実施するので、入札参加希望者は内容を熟知の上、入札に参加してください。

- 1 告示日 令和8年6月8日
- 2 発注者 防府市長 池田 豊
- 3 担当課 〒747-0836 山口県防府市大字植松1143番地
防府市産業振興部農林水産振興課
青果市場業務係

4 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気
- (2) 購入の内容等 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 購入期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 購入場所 防府市大字植松1143番地 防府市公設青果物地方卸売市場

5 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 国税及び防府市税（法人市民税（個人の場合は市民税）（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。（防府市税にあっては、法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）
- (3) 告示日から入札執行の時までの間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者（法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあってはその者）が防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

- (7) 上記(5)及び(6)に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

6 入札参加資格の審査等

入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ただし、令和8・9年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、①及び⑨のみを提出するものとする。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有しないと認められた者はこの入札に参加することができない。

(1) 提出する申請書等

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書
- ② 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届
- ③ 法人にあつては登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）
- ④ 個人にあつては誓約書
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑥ 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）（写し可）
- ⑦ 納税証明書
 - (ア) 防府市税で法人市民税（個人の場合は市民税）（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税の「滞納のないことの証明」（写し可）
（法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）
 - (イ) 国税で法人税（個人にあつては所得税）、消費税及び地方消費税の「未納の税額のないことの証明」（写し可）
- ⑧ 防府市内に営業所等を有するものにあつては、「課税・納税状況調査に関する同意書」（本社・本店が防府市内にある場合は不要）
- ⑨ 小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書類（写し可）

※電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項に該当する者にあつては、同条第2項に規定する書類の写し

(2) 提出方法

- ① 提出期限 令和8年6月19日 午後5時15分
- ② 提出先 〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号
防府市総務部契約課
電話 0835-25-2177
- ③ 提出方法 申請書等の提出は、一般書留若しくは簡易書留による郵送（令和8年6月19日必着）又は持参して提出するものとする。（宅配便は不可とする。）持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午

後5時15分の間とする。

(3)入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、入札参加資格を有しないと認められた者については、その理由を付した書面を令和8年6月24日までに発送する。

(4)その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 防府市長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札に参加しようとする者の義務

入札に参加しようとする者は、需要設備について設備の付加が必要であるときは自らの負担で行うこと。なお、付加に伴う作業は、無停電状態で行うとともに令和8年10月1日からの供給に間に合わせること。

8 契約条項を示す場所 6の(2)の②の提出先に同じ

9 契約書の作成及び契約保証金

- (1) 契約書の作成は、令和8年7月30日付けをもって行う。
- (2) 落札者は、本市が作成した契約書に記名押印しなければならない。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、防府市財務規則第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又は過去2年の間に国、地方公共団体等と4に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約（単年契約で、契約電力、使用予定量、金額等がほぼ同じもの。）を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の免除の決定は落札決定後とし、実績の事前確認等を行わない。

10 仕様等に関する質疑応答

(1)仕様等に関する質問は、別添「仕様等に関する質問書」を提出して行うこと。電話による個別回答は行わない。

- ① 提出先 6の(2)の②の提出先に同じ
- ② 提出期限 令和8年7月2日 午後5時15分
- ③ 提出方法 質問提出フォームにより提出すること。

【質問提出フォーム】 <https://logoform.jp/form/cJ9c/1496294>

(2)質問に関する回答は、回答書を作成し、防府市ホームページにおいて質問受付後から7月8日までの間に随時行う。

1 1 入札方法等

(1) 入札書の提出期限等

- ① 提出期限 令和8年7月16日 午後5時15分 必着
- ② 提出先 〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号
防府市総務部契約課
- ③ 提出方法 一般書留又は簡易書留のいずれかによる（左記に示す方法以外での提出は無効とする。）。
封筒様式等は別紙「郵便入札の入札方法」によること。

(2) 入札保証金 免除する。

(3) 入札書について

- ① 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、入札件名及び入札者の氏名又は名称又は商号を記載した内封筒に総価の計算内訳書とともに入札書を入れ、入札書に押印した印鑑で封かんすること。封かんした入札書入りの封筒は「郵便入札の入札方法」に則って作成した外封筒に入れ提出すること。
- ② 複数案件へ入札を希望する場合は、外封筒は1つで可とするが、内封筒は必ず商号又は名称及び件名を記載した個別の内封筒で提出すること。

(4) 入札書の記載方法

- ① 入札書の記載は、本市が仕様書により提示する予定使用電力量に基づいて「総価の計算内訳書」により算定した金額(以下「総価」という。)を記入すること。
- ② 総価の算定に当たっては、「総価の計算内訳書」に基本料金単価（契約電力に対する単一の価格）及び電力量料金単価（複数設定可能）（1円未満の端数を含むことができる。）を記入して算定すること。なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないものとする。
- ③ 入札書に記載する総価は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- ④ 「総価の計算内訳書」を入札書と内封筒に同封して提出すること。提出にあたり、「総価の計算内訳書」への押印、入札書へのホチキス留め、割印等は不要とする。
- ⑤ 「総価の計算内訳書」は（税抜き単価事業者）又は（税込み単価事業者）のいずれかを提出すること。ただし、電力量料金単価を複数設定する場合には、任意の様式で提出することができる。その場合には、6月29日までに契約課へ任意の様式を提出し承認を受けること。様式には、区分名称、区分ごとの予定使用電力量（別紙「仕様書」7による予定使用電力量により積算すること。）を記入すること。承認の通知は、ファックスにより7月3日までに行う。

(5) 入札条件等

- ① 入札執行回数は、3回までとする。

- ② 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、後日2回目、3回目の入札を行う。その日程については1回目の入札執行後に参加者へ連絡する。
- ③ 入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。
- ④ 提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。
- ⑤ 開札において無効となった者は、落札にいたらなかった場合に行われる再度入札（2回目、3回目）に参加できない。

(6) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 入札価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- ③ 入札価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- ④ 入札者が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑤ 談合その他、不正な行為があったと認められる入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 当初の入札に参加しなかった者が行った2回目以降の入札
- ⑧ 総価の計算内訳書において、計算誤りが認められる入札
- ⑨ 郵便入札の入札方法によらない入札

12 開札

(1) 開札日時等

開札は下記に示す日時及び場所にて行う。なお開札については入札事務に関係のない市職員に立ち合わせるものとする。

- ① 日時：令和8年7月17日 午前9時45分
- ② 開札場所：防府市役所本館7階 入札執行室

(2) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札の決定は、総価により行う。なお、契約書に記載する金額は、総価の算定に用いた基本料金単価及び電力量料金単価とする。
- ③ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札に立会した者とは別の当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 その他

本件の契約について、次年度以降の歳出予算が減額・削減された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、本市は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

郵便入札の入札方法（入札条件）

本入札は、郵便入札の対象であるので、入札書の提出は次によること。

1 入札方法

- (1) 郵便による入札（郵便以外での提出は不可とする。）
- (2) 宛先 〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市 総務部 契約課 行
- (3) 入札書の到着期限 7月16日 午後5時15分までに必着のこと。
- (4) 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれかによる。

2 郵便入札封筒 ※別紙「郵便入札（封筒様式）」参照。

封筒は外封筒と内封筒の二重とし、内封筒に入札書と計算内訳書を入れ封かんし届出印（本市との契約締結権限を有する者の使用印鑑で、入札書に押印したものと同一のもの。社印は不可。）で割印したうえで、**外封筒**に入れて郵送のこと。

封筒の大きさについては不問（貴社で使用されている封筒で可）。

○外封筒の記載

表面…「入札書在中」及び「親展」を**朱書き**し、防府市総務部契約課行

裏面…件名、開札日時、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載

○内封筒の記載

表面…防府市長宛で、件名、入札参加者名を記載。

裏面…封筒の貼り合わせ部分を届出印で割印（3箇所）

3 無効の入札

次の場合の入札は無効入札とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者のした入札（無資格入札）
- (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く）
- (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- (6) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (7) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- (8) 上記1及び2によらない入札
- (9) 到着期限を過ぎて到着した入札
- (10) 封筒記載の件名及び入札参加者名と同封された入札書の件名及び入札参加者名が相違する入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

4 その他

- (1) 落札決定後、準備が整い次第、全参加者へ落札決定のFAXを送付する。
- (2) 内封筒を外封筒に入れる際、内封筒は二つ折り等で封入可。
- (3) 入札書に記載する日付は、「開札日」の日付とする。
開札日時 7月17日（金） 午前9時45分
- (4) 入札書の開札の際に入札参加業者を立ち会わせず、代わりに入札事務に関係のない市職員に立ち会わせるものとする。
- (5) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

郵便入札（封筒様式）

※縦書き横書きどちらでも可。

外封筒・表

747-8501

親展
入札書
在中

防府市
総務部
契約課
行

防府市
寿町七番
一号

簡易書留
書留又は
書留又は

親展及び入札書在中
は朱書き

外封筒・裏

件名		
開札日時		令和 年 月 日 時 分
差出人	住所	
	商号又は名称	

※複数案件に参加を希望する場合は件名欄に参加する施設名を列記してください。また、複数案件に参加希望する場合は、開札日時は日付のみの記載で差し支えありません。

内封筒・裏 ※印鑑は入札書と同じものを使用。

内封筒・表

防府市長様

件名

商号又は名称

(例1)

印

印

印

(例2)

印

印

印

※複数案件に参加する場合は内封筒のみ必ず案件ごとに分けて作成すること。

仕 様 書

1 需要場所

防府市大字植松 1 1 4 3 番地

防府市公設青果物地方卸売市場（卸売市場棟及び付属施設）

2 仕様

(1) 電気方式等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 標準周波数	6 0 Hz
エ 受電方式	1 回線受電
オ 受電設備	卸売市場棟 2 階電気室
カ 非常用自家発電設備	無し

(2) 契約電力等

ア 契約電力	6 4 kW
(実際の取引における各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)	
イ 契約種別	業務用 (季節別)
ウ 予定使用電力量	3 4. 8 0 万 kWh
(令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日までの各月の予定使用電力量は、7 項のとおりとする。)	
エ 力率	1 0 0 %
(令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日までの各月の予定平均力率は、7 項のとおりとする。)	
オ 参考 (令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの電力消費実績)	
各月最大使用電力	} 資料 1
各月使用電力量	
各月平均力率	
(いずれも将来の需給を示すものではない。)	
※なお、最大使用電力量の日負荷については算出できない。	

(3) 電力量の検針

ア 検針方法	自動検針装置による。
イ 電力量等検針装置	電力小売自由化に対応できるものを設置すること。

(4) 需給地点

施設の電気設備と電力供給者の供給設備接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7)力率等

- ア 力率保持のため力率調整装置を設置している。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

3 供給条件

(1)電気の安定供給

2の(1)及び(2)に示す電気を安定的及び継続的に供給すること。

(2)障害発生時の対応

障害が発生して電力の供給ができない場合に際して、予備発電施設や電力会社などからバックアップ供給ができる体制を構築すること。

(3)その他の供給条件

30分ごとの供給電力量(kWh)を、翌月一日以降に確認できるようにすること。

その他定めのない供給条件等については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気契約要綱等によるものとする。

4 燃料費等調整単価

基本料金及び電力量料金とは別に燃料輸入価格の変動に伴う燃料費調整を行い、電気料金を算出する。

なお、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件(高圧)に準じるものとする。

5 再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金、電力量料金、燃料費調整額とは別に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、再生可能エネルギー特別措置法)」に基づき、当該月の使用電力量に応じ算出する。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、国が定める当該年度の単価によるものとする。

6 契約期間中における電気料金の算出式(1月あたり)

(税込み単価で契約する場合)

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋燃料費調整額＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引率

＝契約電力×基本料金単価×(185(%)－当該月の平均力率(%))

電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

燃料費調整額＝当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件(高圧)に準じる燃料費等調整単価を用いて算出

再生可能エネルギー発電促進賦課金

＝当該月の使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※基本料金単価及び電力量料金単価は小数点第2位までとする

基本料金、電力量料金は小数点第2位までとし、第3位を四捨五入とする

電気料金は1円未満の端数を切り捨てとする

(税抜き単価で契約する場合)

上記の算出式による電気料金に、次により算出した消費税及び地方消費税を加える。

消費税及び地方消費税相当額

= (基本料金 + 電力量料金 + 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金) × 0.1

7 契約期間における予定使用電力量等

資料2のとおり

8 その他

(1) 契約期間中における、建替え等電力の契約に影響するような工作の有無
なし

(2) 耐雪用電力の有無
なし

(3) 請求書の提出方法
紙媒体とする。

(4) 現供給者
大一ガス株式会社 様

令和7年4月～令和8年3月電力消費実績

資料 1

令和7年4月～令和8年3月	各月最大使用電力(kW)	各月使用電力量(kWh)	各月平均力率		
			平均力率(%)	KWH(kWh)	KVARH(kvarh)
	業務用電力	業務用電力	業務用電力		
令和7年4月	30	11,954	100	11,954	0
令和7年5月	29	12,512	100	12,512	0
令和7年6月	46	14,177	100	14,177	0
令和7年7月	64	20,564	100	20,564	0
令和7年8月	60	19,763	100	19,763	0
令和7年9月	47	17,200	100	17,200	0
令和7年10月	32	13,781	100	13,781	0
令和7年11月	31	12,139	100	12,139	0
令和7年12月	41	14,397	100	14,397	0
令和8年1月	48	14,373	100	14,373	0
令和8年2月	40	11,803	100	11,803	0
令和8年3月	31	11,967	100	11,967	0
合計		174,630		174,630	

令和8年10月から令和10年9月 予定使用電力量等

月	契約電力 (kw)	各月使用電力量 (kWh)	平均力率 (%)
令和8年10月	64	13,700	100
令和8年11月	64	12,100	100
令和8年12月	64	14,300	100
令和9年1月	64	14,300	100
令和9年2月	64	11,800	100
令和9年3月	64	11,900	100
令和9年4月	64	11,900	100
令和9年5月	64	12,500	100
令和9年6月	64	14,100	100
令和9年7月	64	20,500	100
令和9年8月	64	19,700	100
令和9年9月	64	17,200	100
令和9年10月	64	13,700	100
令和9年11月	64	12,100	100
令和9年12月	64	14,300	100
令和10年1月	64	14,300	100
令和10年2月	64	11,800	100
令和10年3月	64	11,900	100
令和10年4月	64	11,900	100
令和10年5月	64	12,500	100
令和10年6月	64	14,100	100
令和10年7月	64	20,500	100
令和10年8月	64	19,700	100
令和10年9月	64	17,200	100
計		348,000	

入札書

件名 防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気

上記物品について、防府市財務規則、入札説明書、仕様書及び関係法令を承認し、次のとおり入札します。

金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

防府市が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づいて

「総価の計算内訳書」により算定した総価

(消費税及び地方消費税相当額を含まないもの)

令和8年7月17日

(宛先)

防府市長 池田 豊

(入札者)

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(1) 日付は、開札日を記入してください。

(2) 入札書は、「郵便入札の入札方法(入札条件)」の方法にのっとり提出してください。

総価の計算内訳書（税込み単価事業者）

件名	防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気
商号又は名称	

区分	基本料金				電力量料金			計 (H)=(D)+(G) (円)
	契約電力 (A) (kW)	単価 (B) (円/kW)	力率割引 (C)	月額 (D) = (A)*(B)*(C) (円)	予定使用電力量 (E) (kWh)	単価 (F) (円/kWh)	月額 (G) = (E)*(F) (円)	
令和8年10月	64		0.85		13,700			
令和8年11月			0.85		12,100			
令和8年12月			0.85		14,300			
令和9年1月			0.85		14,300			
令和9年2月			0.85		11,800			
令和9年3月			0.85		11,900			
令和9年4月			0.85		11,900			
令和9年5月			0.85		12,500			
令和9年6月			0.85		14,100			
令和9年7月			0.85		20,500			
令和9年8月			0.85		19,700			
令和9年9月			0.85		17,200			
令和9年10月			0.85		13,700			
令和9年11月			0.85		12,100			
令和9年12月			0.85		14,300			
令和10年1月			0.85		14,300			
令和10年2月			0.85		11,800			
令和10年3月			0.85		11,900			
令和10年4月			0.85		11,900			
令和10年5月			0.85		12,500			
令和10年6月		0.85		14,100				
令和10年7月		0.85		20,500				
令和10年8月		0.85		19,700				
令和10年9月		0.85		17,200				
合計					348,000			合計 (I)
					総価金額 (J)			
								(I)*100/110

- (注) 1 基本料金、電力量料金及び計の各欄は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。
 2 総価金額(J)欄は、合計(I)の110分の100に相当する金額を記載すること。
 3 入札書に記載する入札金額と総価金額(J)は一致すること。
 4 各月の基本料金と電力量料金の計欄(H)及び総価金額(J)は、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。
 5 電力量料金には燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まないものとする。

総価の計算内訳書（税抜き単価事業者）

件名	防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気
商号又は名称	

区分	基本料金				電力量料金			計 (H)=(D)+(G) (円)
	契約電力 (A)	単価 (B)	力率割引 (C)	月額 (D) = (A)*(B)*(C) (円)	予定使用電力量 (E)	単価 (F)	月額 (G) = (E)*(F) (円)	
	(kW)	(円/kW)			(kWh)	(円/kWh)		
令和8年10月	64		0.85		13,700			
令和8年11月			0.85		12,100			
令和8年12月			0.85		14,300			
令和9年1月			0.85		14,300			
令和9年2月			0.85		11,800			
令和9年3月			0.85		11,900			
令和9年4月			0.85		11,900			
令和9年5月			0.85		12,500			
令和9年6月			0.85		14,100			
令和9年7月			0.85		20,500			
令和9年8月			0.85		19,700			
令和9年9月			0.85		17,200			
令和9年10月			0.85		13,700			
令和9年11月			0.85		12,100			
令和9年12月			0.85		14,300			
令和10年1月			0.85		14,300			
令和10年2月			0.85		11,800			
令和10年3月			0.85		11,900			
令和10年4月			0.85		11,900			
令和10年5月			0.85		12,500			
令和10年6月		0.85		14,100				
令和10年7月		0.85		20,500				
令和10年8月		0.85		19,700				
令和10年9月		0.85		17,200				
合計					348,000			(総価金額)

- (注) 1 上記の各欄には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
 2 入札書に記載する入札金額と総価金額は一致すること。
 3 各月の基本料金と電力量料金の計欄(H)は、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。
 4 電力量料金には燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まないものとする。

仕様等に関する質問書

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者

連絡先 氏 名 _____

電 話 _____

ファックス _____

質 問 事 項

件名	防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気
(質問内容)	

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に係る 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出及び記載要領

1 受付日時・場所等

期 間 令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）まで
（土・日・祝日を除く）

時 間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 防府市 総務部 契約課 （防府市役所本館7階）

その他 郵送又は持参とします。

申請書の記入及び添付書類に不備があるものは受付できません。

※令和8・9年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、提出書類のNo1（裏面省略可）及びNo10のみを提出してください。

ただし、既登録内容に変更があるときは併せて入札（見積）参加資格審査事項等変更届ほか関係書類を提出してください。

※「防府市役所本庁舎で使用する電気」「防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気」「防府市消防本部庁舎で使用する電気」「防府市立富海小学校ほか24校で使用する電気」「防府市学校給食センターで使用する電気」「防府市向島公民館で使用する電気」「防府競輪場で使用する電気」の申請が重なる場合、提出書類のうち「提出書類確認一覧表」及び「一般競争入札参加資格審査申請書」はそれぞれ提出が必要ですが、それ以外の書類は一部のみの提出で可とします。

2 審査結果

資格を認めない場合のみ6月24日までに文書を発送します。

3 提出書類（各1部）

No	提出書類	備 考
1	一般競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
2	使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届	様式第4号 入札及び契約事務等を本社で行う場合は上段、支店営業所等へ委任して行う場合は下段を記載
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）	法人のみ 法務局で発行
4	誓約書	個人のみ
5	防府市税「滞納のないことの証明」（写し可） ①法人は法人市民税、個人は市民税（特徴市民税を含む） ②固定資産税 ③軽自動車税 ※法人で代表者が防府市に住所を有する場合、代表者個人の証明が必要となります。	市内に事業所等がある場合、代表者が防府市に住所を有する場合 【防府市役所課税課（防府市役所本館3階）及び防府市内各出張所で発行】 ※納税後2週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要になります。発行窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日日付のあるもの）又は口座引き落とし済みの通帳のコピーをお持ちください。
6	国税の「未納の税額のないことの証明」（写し可） ① 消費税及び地方消費税 ② 法人は法人税、個人は所得税	税務署で発行 法人『その3の3』 個人『その3の2』
7	課税・納税状況調査に関する同意書	市内に営業所等がある場合 （市内に本社・本店がある場合は提出不要）

8	暴力団等の排除に関する誓約書	様式第7号
9	財務諸表（写し可）	決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
10	小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書類（写し可） ※電気事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項に該当する者にあつては、同条第2項に規定する書類の写し	

注) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）及び納税証明書は、基準日(受付日の直前の日)から前3か月以内の日付で発行された原本又はその写し(コピー)を提出してください。

4 記載方法について

1) 各様式共通事項

日付	提出年月日を記入してください。
所在地・住所	法人 登記事項証明書(商業登記簿謄本)に記載されているとおりに記入してください。 個人 店舗の所在地を記入してください。
商号又は名称	法人表記は（ ）書きで記入しても構いません。 (例：(株)、(有)、(資)、(名)、(同)等) ・法人 登記事項証明書(商業登記簿謄本)に記載されているとおりに記入してください。 ・個人 屋号等を記入してください。
代表者氏名	姓と名の間には、1文字分の空欄を入れてください。 ・法人 登記事項証明書(商業登記簿謄本)に記載されているとおりに記入してください。 ・個人 代表者の氏名を記入してください。
その他	(写し可)とあるのは、鮮明な複写をもって代用できますが、全てA4サイズに統一してください。

2) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）の記載方法

「申請者」欄

1 電話番号、ファクシミリ番号欄は市外局番も記入してください。

「年間平均売上高欄」等

- 1 登記事項証明書(商業登記簿謄本)、決算書、申告書等から算出記入してください。
- 2 直近の決算を当期決算とします。
- 3 千円未満の端数は切捨ててください。

3) 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届

- 1 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届について、入札及び契約事務等を本社で行われる場合は上段のみを、支店・営業所等へ委任される場合は下段のみを記載してください。
- 2 委任期間は必ず入札日を含んだ期間としてください。

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に係る一般競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧表

- (1) 申請書等を提出される場合は、この表にて提出書類の確認をしてください。
 (2) 提出書類は、この表の順に並べて提出してください。

様式 番号	確認欄	書類名	確 認			提出要領
			法人	個人	登録 業者	
-		提出書類確認一覧表	○	○	○	下部太枠内を記入して申請書等と一緒に提出
1		一般競争入札参加資格審査申請書	○	○	○	
4		使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届	○	○	-	入札及び契約事務等を本社で行う場合は上段、支店営業所等へ委任して行う場合は下段を記載
添 付 書 類		登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)	○	-	-	法務局にて発行
		誓約書	-	○	-	内容を確認のうえ提出
		・防府市税「滞納のないことの証明」(写し可) (法人・個人) ※防府市内に本社・本店・営業所がある場合 (法人の代表者) ※法人で代表者が防府市に住所を有する場合 防府市課税課諸税係(防府市役所本館3階) 及び各出張所で発行	△	△	-	(1) 防府市税とは次に掲げるものです ①法人は法人市民税、個人は市民税 (含む、特徴市民税) ②固定資産税 ③軽自動車税
		・国税「未納の税額のないことの証明」(写し可) 法人『その3の3』 税務署で発行 個人『その3の2』	○	○	-	(2) 国税とは次に掲げるものです ①消費税及び地方消費税 ②法人は法人税、個人は所得税
		課税・納税状況調査に関する同意書	△	△	-	防府市内に営業所等がある場合は必ず提出 (防府市内に本社・本店がある場合は提出不要です。)
		暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	-	内容を確認のうえ提出
		財務諸表(写し可)	○	○	-	直近1年間の決算書類 決算報告書 貸借対照表及び損益計算書
		小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書類(写し可) ※電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第1項に該当する者にあつては、同条第2項に規定する書類の写し	○	○	○	

- (注) 1 ○印は必ず提出しなければならない書類です。△印は該当する方のみ提出してください。
 2 (写し可)とあるものは、鮮明な複写をもって代用できますが、全てA4サイズに統一してください。
 3 登記事項証明書(商業登記簿謄本)及び納税証明書は、基準日(受付日の直前の日)から前3ヶ月以内の日付で発行された原本又はその写し(コピー)を提出してください。
- 以下、必要事項を記入して申請書等に添付してください。

本社・本店所在地		受 付 印
商号又は名称		
市と取引する事業所名		

様式第1号

(表)

※受付印

一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

防 府 市 長 様

申請者 郵便番号
所在地
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代表者氏名

(電話 局 番)
(ファックス 局 番)

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入の契約に係る一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(裏)

1 年間平均売上高

2年前決算より (A)	1年前決算より (B)	年間平均売上高 (A) + (B) ÷ 2
令和 年 月から	令和 年 月から	
令和 年 月まで	令和 年 月まで	
千円	千円	

2 経営規模

資 本 金	千円				
前期純利益 (損失)	千円	当期純利益 (損失)	千円		
※一番直近の決算を当期決算とします。					
設 備	区 分	機 械 装 置	車 両 運 搬 具	工 具 ・ 器 具	計
	① 取 得 価 格	千円	千円	千円	千円
	② 減 価 償 却 額	千円	千円	千円	千円
	残存価格 (① - ②)	千円	千円	千円	千円

3 営業年数

創 業 設 立	年 月 日	営 業 年 数	年 月
---------	-------	---------	-----

4 経営比率

流 動 比 率	$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100$	%
売 上 総 利 益 率	$\frac{\text{売 上 高} - \text{売 上 原 価}}{\text{売 上 高}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} \times 100$	%
総 資 本 回 転 率	$\frac{\text{売 上 高}}{\text{資 本} + \text{負 債}}$	$\frac{\text{千円}}{\text{千円}}$	回

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

1 市との契約を本店で行う場合

※上段・下段どちらか片方を御記入ください。

《使用印鑑届》

防府市長 様

令和 年 月 日

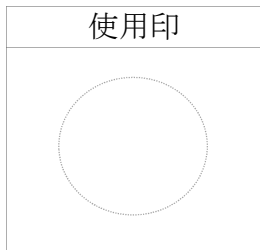
申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

私は次の印鑑を入札（見積）、契約、納入及び代金の請求、領収の専用印として使用します。



2 市との契約を本社・本店以外で行う場合（契約締結権等を委任する場合）

《委任状兼使用印鑑届》

防府市長 様

令和 年 月 日

委任者 所在地

(申請者) 商号又は名称

[本社・本店] 代表者氏名



私は、次の者を代理人と定め「防府市役所本庁舎で使用する電気」「防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気」「防府市消防本部庁舎で使用する電気」「防府市立富海小学校ほか24校で使用する電気」「防府市学校給食センターで使用する電気」「防府市向島公民館で使用する電気」「防府競輪場で使用する電気」の購入に係る下記の権限を委任します。また、受任者印をもって入札（見積）、契約、納入及び代金の請求、領収の専用印として使用します。

記

1 代理人 所在地

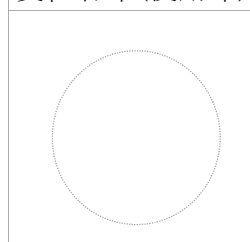
(受任者) 商号又は名称

役職及び氏名

2 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する事項
(2) 契約締結に関する事項
(3) 物品等の納入・取引に関する事項
(4) 代金の請求及び受領に関する事項
(5) 復代理人選任に関する事項
(6) その他前各号に付帯する一切の事項

受任者印(使用印)



3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

※いずれかの応募の場合は、応募しない「～で使用する電気」の一文を削除してください。

※委任期間は入札日を含んだ期間としてください。(例：令和8年7月17日～令和10年9月30日)

誓約書

令和 年 月 日

防府市長 様

申請者

住 所

(商号又は名称)

代表者氏名

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号に規定する者のいずれにも該当しないことを誓約します。

※防府市内に営業所等がある場合、提出が必要です。

<課税・納税状況調査に関する同意書の提出について>

防府市内に本店・支店・営業所等がある場合、防府市税「滞納のないことの証明書」の提出をお願いしています。防府市では、市内に本社がある業者は市内業者、市外に本社がある業者は市外業者、市外に本社はあるが、市内に支店・営業所等があり、防府市で法人市民税が課税されている業者は、準市内業者の扱いとしています。準市内業者について、これまでは、「滞納のないことの証明書」を提出していただくことにより、法人市民税の課税の有無を確認していましたが、平成27年4月から「滞納のないことの証明書」の様式が変更になり、「滞納のないことの証明書」だけでは、個々の税の課税状況の確認ができなくなりました。このことから、入札参加資格の確認のため、課税状況の有無についても調査する必要があります。

また、市内の支店・営業所等の防府市税の課税・納税状況の有無についても併せて調査する必要がありますので、同意書の提出をお願いします。



課税・納税状況調査に関する同意書

防府市長 様

電気の購入に係る一般競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、当社・当方の本社・支店・営業所等及びその代表者の防府市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）の課税・納税状況について調査することに同意します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

防府市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

代表者生年月日 M・T・S・H 年 月 日

私は、防府市が防府市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の防府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約事項の確認のため、防府市が山口県警防府警察署等に対し、関係情報の照会を行うことについて承諾します。

記

1 次のいずれにも該当いたします。

(1) 代表者又は個人が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。

(2) 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

2 1の各号に該当するものが条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

電気購入契約書

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に関し、防府市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

(1) 基本料金（月額） _____円/kw （消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 電力量料金 7月1日から9月30日までの間 _____円/kwh
(消費税及び地方消費税を含む。)

その他の期間 _____円/kwh
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 前項の契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、価格を改定できるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの間適用する。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約に係る契約保証金を免除する。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（秘密を守る義務）

第6条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第3条に規定する契約期間終了後、又はこの契約の解除後においても、同様とする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めるとし、それまでの契約金額は、前項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第9条 計量日時は、毎月末日の24時とし、乙は一般送配電事業者により連携された使用電力量について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第10条 料金の算定は、仕様書の6に基づき1箇月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）毎に、当該月における契約電力及び使用電力量により行う。

（料金の請求）

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、1箇月毎に料金の支払請求書を書面で甲に提出す

るものとする。

(料金の支払)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、前条に定める期間(以下「約定期間」という。)内に料金を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未支払金額について年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までの期間に相当する予定使用電力量に同期間に相当する第2条に定める契約金額(電力量料金)を乗じて得た額に第2条に定める契約金額(基本料金)を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、前条の規定にかかわらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(特約事項)

第17条 この契約について、次年度以降の歳出予算が減額・削減された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の締結に要する費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月30日

甲 防府市
防府市長 池 田 豊

乙

電気購入契約書

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に関し、防府市（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気を需要に
応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金（月額） _____円/kw
(2) 電力量料金 7月1日から9月30日までの間 _____円/kwh
その他の期間 _____円/kwh

2 前項の契約金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

3 第1項の契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、価格を改定できるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの間適用する。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約に係る契約保証金を免除する。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させては
ならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（秘密を守る義務）

第6条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利
用してはならない。第3条に規定する契約期間終了後、又はこの契約の解除後においても、同
様とする。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれ
か大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めるこ
ととし、それまでの契約金額は、前項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第9条 計量日時は、毎月末日の24時とし、乙は一般送配電事業者により連携された使用電力
量について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第10条 料金の算定は、仕様書の6に基づき1箇月（前月の計量から当月の計量までの期間を
いう。）毎に、当該月における契約電力及び使用電力量により行い、これに消費税及び地方消費
税相当額を付加する。

（料金の請求）

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、1箇月毎に料金の支払請求書を書面で甲に提出す

るものとする。

(料金の支払)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、前条に定める期間(以下「約定期間」という。)内に料金を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未支払金額について年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までの期間に相当する予定使用電力量に同期間に相当する第2条に定める契約金額(電力量料金)を乗じて得た額に第2条に定める契約金額(基本料金)を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、前条の規定にかかわらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(特約事項)

第17条 この契約について、次年度以降の歳出予算が減額・削減された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の締結に要する費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月30日

甲 防府市
防府市長 池 田 豊

乙

電気購入契約書

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に関し、防府市（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気を需要に
応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金（月額） _____円/kw （消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 電力量料金 7月1日から9月30日までの間 _____円/kwh
(消費税及び地方消費税を含む。)
- その他の期間 _____円/kwh
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 前項の契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、価格を改定できるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの間適用する。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなら
ない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証
券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と
認める金融機関又は保証事業会社等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」
という。）は、契約金額（予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金）を乗じ
て得た額に第2条に定める契約金額（基本料金）を加算した額）の10分の1以上としなけ
ればならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証
は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付し
たときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額（予定使用電力量に第2
条に定める契約金額（電力量料金）を乗じて得た額に第2条に定める契約金額（基本料金）
を加算した額）の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、
乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定に基づく契約の保証は、甲が必要がないと認めたときは、免除することができ
る。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させては

ならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密を守る義務)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第3条に規定する契約期間終了後、又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めることとし、それまでの契約金額は、前項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第9条 計量日時は、毎月末日の24時とし、乙は一般送配電事業者により連携された使用電力量について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は、仕様書の6に基づき1箇月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)毎に、当該月における契約電力及び使用電力量により算定するものとする。

(料金の請求)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、1箇月毎に料金の支払請求書を書面で甲に提出するものとする。

(料金の支払)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、前条に定める期間(以下「約定期間」という。)内に料金を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未支払金額について年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までの期間に相当する予定使用電力量に同期間に相当する第2条に定める契約金額(電力量料金)を乗じて得た額に第2条に定める契約金額

(基本料金)を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

3 前項により契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当する場合の違約金の額は、第1項によらず、第4条第2項及び第4項により計算した保証の額とする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、前条の規定にかかわらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(特約事項)

第17条 この契約について、次年度以降の歳出予算が減額・削減された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の締結に要する費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月30日

甲 防府市
防府市長 池田 豊

乙

電気購入契約書

防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気の購入に関し、防府市（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、別紙「仕様書」に基づき防府市公設青果物地方卸売市場で使用する電気を需要に
応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金（月額） _____円/kw
- (2) 電力量料金 7月1日から9月30日までの間 _____円/kwh
その他の期間 _____円/kwh

2 前項の契約金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

3 第1項の契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、価格を改定できるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの間適用する。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければな
らない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証
券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と
認める金融機関又は保証事業会社等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」
という。）は、契約金額（予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金）を乗じ
て得た額に第2条に定める契約金額（基本料金）を加算した額）の10分の1以上としなけ
ればならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証
は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付し
たときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額（予定使用電力量に第2
条に定める契約金額（電力量料金）を乗じて得た額に第2条に定める契約金額（基本料金）
を加算した額）の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、
乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定に基づく契約の保証は、甲が必要がないと認めたときは、免除することができ
る。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させては
ならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密を守る義務)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第3条に規定する契約期間終了後、又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議により速やかに定めるとし、それまでの契約金額は、前項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第9条 計量日時は、毎月末日の24時とし、乙は一般送配電事業者により連携された使用電力量について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は、仕様書の6に基づき1箇月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)毎に、当該月における契約電力及び使用電力量により行い、これに消費税及び地方消費税相当額を付加する。

(料金の請求)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、1箇月毎に料金の支払請求書を書面で甲に提出するものとする。

(料金の支払)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、前条に定める期間(以下「約定期間」という。)内に料金を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、その未支払金額について年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までの期間に相当する予定使用電力量に同期間に相当する第2条に定める契約金額(電力量料金)を乗じて得た額に第2条に定める契約金額

(基本料金)を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

3 前項により契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当する場合の違約金の額は、第1項によらず、第4条第2項及び第4項により計算した保証の額とする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、前条の規定にかかわらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(特約事項)

第17条 この契約について、次年度以降の歳出予算が減額・削減された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約の締結に要する費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月30日

甲 防府市
防府市長 池田 豊

乙